

令和4年度（2022年度）熊本県立八代中学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施について

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、「三つの密」を徹底的に回避するとともに、受検者や検査監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に検査実施体制を以下のように整えます。

（1）検査場の衛生管理体制等の構築

本校は、検査場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じます。具体的には、事前の準備、検査当日、検査終了後のそれぞれの時点で実施します。

ア 事前の準備

（ア）検査室の座席間の距離の確保

検査場ごとに、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、受検者間（左右は肩と肩、前後は胸と背中）に原則1メートル以上の間隔を確保します。

（イ）マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査場内における飛沫感染防止のためのマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行います。また、検査場入口や検査室ごとに速乾性アルコール製剤を配置します。

（ウ）検査監督者等の体調管理等

当日検査業務に携わる検査監督者等については、各自で毎朝の検温の結果等を記録します。体調不良者がいた場合は、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとります。

（エ）別室の確保

以下の a～g の対象者については、それぞれ別室を準備します。

a 体調不良者（通常の疾患やけが等）

b インフルエンザ等感染症感染者（新型コロナウイルス感染症感染者以外）

c 当日発熱・咳等の症状のある者

d 特別の事情によりマスクの着用が困難な者

e 無症状の濃厚接触者（詳細は（1）のイの（カ）及び（キ）を参照）

f 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者

g 合理的配慮を要する障がいのある者

（オ）検査室の清掃及び机、椅子の消毒

検査前日は検査室の清掃を十分に行い、消毒用アルコールを使用して、机、椅子の拭き取りを行います。なお、トイレ、手すりについても、同様の対応をします。検査開始前の72時間以内に、生徒、職員等の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒します。

（カ）面接の実施

面接については受検者同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保し、こまめに換気を行います。

（キ）集合時及び検査場への入場方法

受検者同士は間隔を取り、会話を控えさせ、十分に換気を行います。

（ク）トイレの使用

トイレ入口に動線を示すとともに、入口において、混雑を避けた利用、会話を

極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示します。なお、発熱・咳等の症状のある受検者や無症状の濃厚接触者に該当する受検者に対し、トイレを別に確保します。

(ケ) 検査終了時の検査室からの退出方法

終了時の混雑を避けるため、各検査室からの一斉退出は認めず、監督者が指示をします。

(コ) 保護者等控室の設置

受検以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者等控室については原則設置しません。

(カ) 検査監督者等に対する感染対策

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践します。

(シ) 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合に備え、検査場ごとの受検者リストを作成します。

イ 検査当日の対応

(ア) マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、検査場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けます。ただし、英文字や地図等がプリントされているマスク等や、音が出る等、他の受検者へ影響を及ぼす機能のついたマスクは着用してはいけません。また、フェイスシールドやマウスシールドの着用のみは認めません。検査監督者等についても同様とします。休憩時間や昼食時等については他者との接触、会話を控えてください。

写真票との照合等、受検者本人確認の際はマスクを外して、受検者が発言しないような方法で行います。

(イ) マスクの着用が困難な場合の手続き

特別の事情により、マスクの着用が困難な場合は、在籍小学校長を通じて本校校長に申し出てください。本校校長は事前の申し出を受け、マスクの着用が困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、別室において受検を認めます。

(ウ) 検査場入場前の対応

発熱・咳等の症状のある場合は、「外受付」を設置し、受付を行います。

(エ) 検査室ごとの手指消毒の実施

検査室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を行ってください。検査監督者等についても同様とします。

(オ) 発熱・咳等の症状のある受検者への対応

検査開始前に発熱・咳等の症状の有無を検査監督者より確認し、発熱・咳等の症状のある受検者がいた場合には、本人の申出の有無にかかわらず、別室での受検を提示します。受検者が医療機関で受診していない場合は、他の別室と分けて検査室を確保し、状況について保護者に連絡します。

検査中、明らかに激しい咳を何度もしているなどの症状があり、他の受検者に影響があると検査監督者が判断した場合は、検査場本部に連絡の上、その受検者の受検を中断し、別室での受検を提示します。

(カ) 無症状の濃厚接触者*への対応

*濃厚接触者には、保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

以下の a ~ d のいずれの要件も満たし、受検者が受検を希望する場合は、検

査の前日までに、在籍小学校長を通じて、本校校長に、入学者選抜に係る理由書（様式13）を提出してください。本校校長はこの理由書を受け、要件を満たすことを確認した上で別室において受検を認めます。

※理由書の様式（様式13）は、熊本県教育委員会ホームページからダウンロードして御使用ください。（<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/109277.html>）

a 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR検査等の検査（行政検査））の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受検できません。

b 受検当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR検査等の検査（行政検査）の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、受検生から検査の前日までに、在籍小学校長を通じて無症状の濃厚接触者であることの申し出をあらかじめ受け、上記 a 及び b の要件を満たすことを確認した上で受検を認めます（単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受検とします）。

c 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと

※在籍小学校長は、該当者に対してあらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めてください。

d 終日、別室で受検すること

(キ) 無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策

別室での受検を認める場合には、以下の対策を講じます。

a 建物内において、別室まで他の受検者と接触しない動線を確認します。

b 別室では受検者の座席間隔を2メートル以上確保します。

c 受検者と検査監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではありません）確保します。

d 受検者も検査監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底します。

(ク) 体調不良の検査監督者等への対応

当日検査業務に携わる検査監督者等に体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をします。

(ケ) 換気の実施

検査中は、検査室の4隅のドアを10cm程度開けます。さらに、検査終了ごとに、すべての窓を10分以上開放します。

(コ) 昼食時の対応

受検者は昼食を持参し、指定された席で食事するとともに、昼食時の受検者同士の会話、接触を控えるようにしてください。

(ク) 検査終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、検査場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことを徹底してください。

ウ 検査終了後

(ア) 検査監督者等の健康観察

当日検査業務に携わった検査監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを指示し、体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとります。

(イ) 検査室の机、椅子の消毒

検査終了後、消毒用アルコールを使用した拭き取りを行います。なお、トイレ、

手すりについても、同様に対応します。

(ウ) 保健所等の行政機関への協力

検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受検者や検査監督者等がいた場合には、本校は、すみやかに高校教育課及び域内の保健所に連絡します。また、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行います。

(2) 受検者及び保護者に対する要請事項

検査場における感染拡大を防止し、受検者自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、在籍小学校長は、あらかじめ受検者及び保護者に次の点を周知してください。

ア 感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認してください。

イ 医療機関での受診

受検者は、検査前の2週間以内に発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行ってください。

ウ 受検できない者

(ア) 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者

(イ) 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者

(ウ) 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査当日が保健所の健康観察の期間内にある者（ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、(1)のイの(カ)及び(キ)で示す条件のもと、受検できます）

エ 検査当日における対応

発熱・咳等の症状のある受検者は、その旨を検査監督者等に申し出てください。症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、検査場では、写真票との照合等、受検者本人確認の際及び昼食時以外は常に着用してください。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみでの受検は認めません。特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、在籍小学校長を通じて本校校長に申し出てください。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を控えてください。

オ 検査当日の服装、昼食

検査当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参してください。また、昼食は持参し、指定された席で食事をとってください。また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用してください。

カ 予防接種

インフルエンザ等の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいです。

キ 「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、体調管理に心がけてください。